

# 市内経済の状況及び税収への影響について

## 1 景気動向全体

### 内閣府「月例経済報告」

7月22日に発表された「月例経済報告」では、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、令和2年7月豪雨等の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分留意する必要がある。

## 2 市内経済の状況・動向

### (1) 資金繰りの状況について

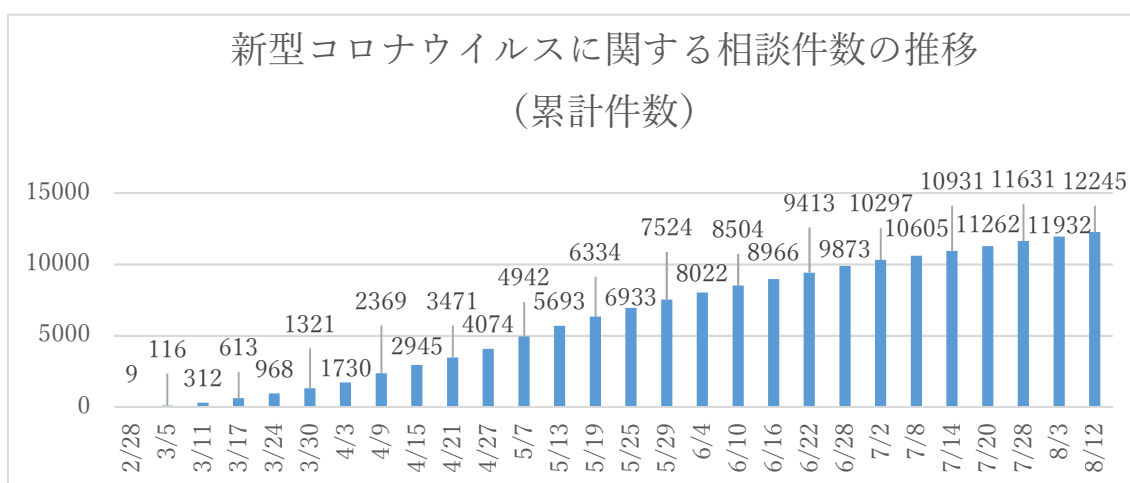
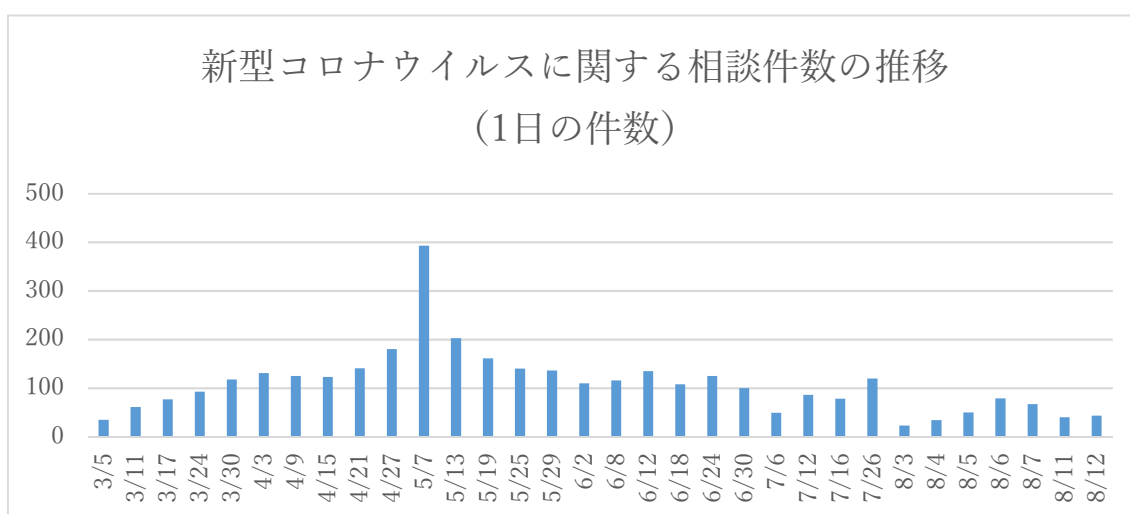
市金融課（溝口事務所を含む。）市信用保証協会、中小企業サポートセンターには、市内中小企業等からの資金繰りの相談や制度融資の申込み等が殺到しており、融資を中心とした相談件数は、8月12日現在で12,245件となっており、制度融資の申込みのためのセーフティネット保証等の認定件数については、現在までに6,490件となっている。

・金融課の相談・保証等認定件数（8月12日現在）

相談件数	保証等認定件数
12,245 件(前日比+43 件)	6,490 件(前日比+23 件)

金融課、溝口事務所、信用保証協会、中小企業サポートセンターにおける相談受付件数  
 （2月4日から累計、相談開始は1月30日）

金融課、溝口事務所におけるセーフティネット保証等の認定件数  
 （3月3日から累計、認定開始は3月2日）



（8月12日現在 金融課作成）

また、信用保証協会が市内企業からの申し出により保証を承諾した承諾件数は、8月12日現在で5,083件、金額は1,017億1,258万円となっており、8月7日現在で業種別状況（内訳）としては、上位から建設業（全体の27.5%）、サービス業（全体の22.1%）、製造業（全体の14.7%）、飲食業（全体の11.2%）となっている。

・信用保証協会の保証承諾件数（8月12日現在）

	件数	金額
危機関連保証 セーフティ4号・5号	1,039件	325億4,750万円
※新制度	4,044件	691億6,508万円
合計	5,083件 (前日比+41件)	1,017億1,258万円 (前日比+7億3,520万円)

信用保証協会が市内企業からの申し出により保証を承諾した件数

(3月12日から累計)

※5月15日から開始した無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」

・保証承諾の業種別状況（8月7日現在） (単位 件、%)

業種	保証承諾件数	全体に占める割合
建設業	1,380	<u>27.5%</u>
サービス業	1,107	<u>22.1%</u>
製造業	734	<u>14.7%</u>
飲食業	560	<u>11.2%</u>
卸売業	497	9.9%
小売業	393	7.8%
不動産業	174	3.5%
運送倉庫業	142	2.8%
その他	23	0.5%
合計	5,010	100.0%

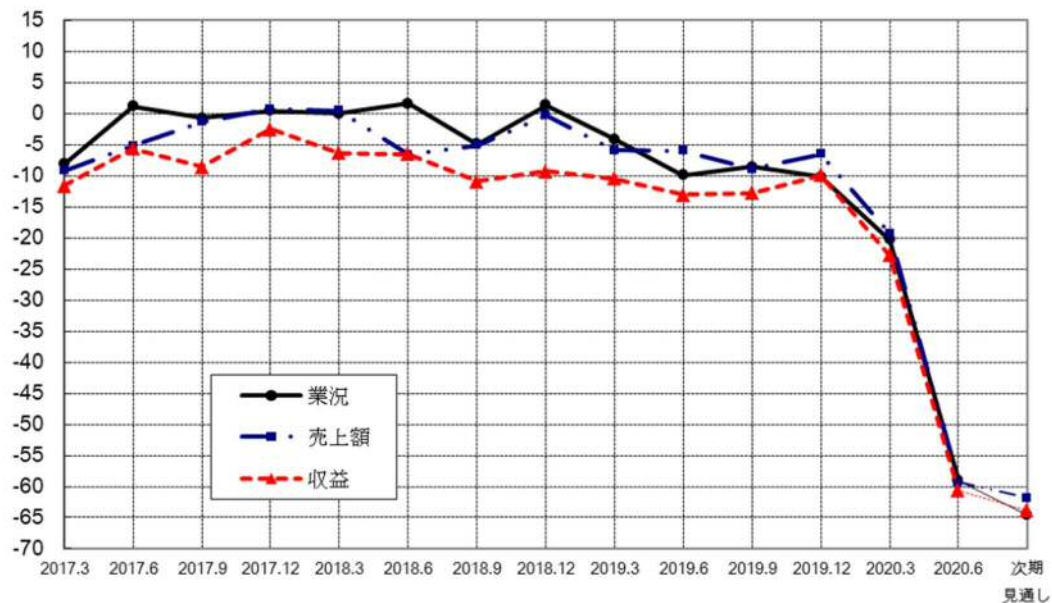
(比率は少数点以下第2位で四捨五入)

## (2) 景況感について

川崎信用金庫「中小企業動向調査（2020年4-6月期）」（6月上旬調査、6月29日発表）では、川崎市内中小企業の景況感を総合的に示す業況DI（業況判断指数）は、前期比38.7ポイント減の△59.0と大幅な後退を示した。

概況／業況DI 最新と見通し								前期比増減		
時期 業種	2019年				2020年			見通し	今期	見通し
	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	4-6	7-9	
全 体	△ 4.1	△ 9.9	△ 8.6	△ 10.2	△ 20.3	△ 59.0	△ 64.6	△ 38.7	△ 5.6	
製 造 業	△ 13.9	△ 19.9	△ 23.6	△ 23.0	△ 30.7	△ 67.5	△ 73.7	△ 36.8	△ 6.2	
卸 売 業	△ 5.6	△ 13.9	8.1	△ 12.9	△ 36.3	△ 81.1	△ 83.3	△ 44.8	△ 2.2	
小 売 業	△ 13.8	△ 11.4	△ 17.0	△ 34.6	△ 25.9	△ 35.0	△ 71.9	△ 9.1	△ 36.9	
建 設 業	17.4	1.6	25.5	28.3	17.1	△ 37.2	△ 44.0	△ 54.3	△ 6.8	
不 動 産 業	1.6	△ 12.1	△ 19.6	△ 25.5	△ 10.5	△ 58.7	△ 69.3	△ 48.2	△ 10.6	
運 輸 業	△ 5.9	5.4	7.1	20.7	△ 37.2	△ 60.5	△ 67.6	△ 23.3	△ 7.1	
サ ー ビ ス 業	△ 4.0	△ 7.8	△ 8.2	△ 7.2	△ 22.4	△ 65.1	△ 53.6	△ 42.7	11.5	

### DIの推移



(出所：川崎信用金庫「中小企業動向調査」)

### (3) 雇用の動向について

7月31日に発表された神奈川県労働局「有効求人倍率」(月末調査、毎月1日頃発表 2か月前時点の情報、川崎・川崎北公共職業安定所管内)は以下のとおり。

#### ・有効求人倍率の推移(川崎市)

(単位 人・倍)

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
有効求人数	16,570	15,602	15,952	15,957	14,338	12,940	13,054
有効求職者数	16,078	16,539	16,664	17,050	17,473	17,559	19,170
有効求人倍率	1.03	0.94	0.96	0.94	0.82	0.74	0.68

(出所：川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」)

### 3 本市の契約手続に関する取組等について

#### (1) 市内中小企業者の受注機会の増大及び事業の早期発注の取組について (庁内各局あて通知)

(概要) 中小工事の早期の発注等により、施行時期の平準化を図ること等によって、市内中小企業者に対し特段の配慮を払い、受注機会の確保・増大等に努める。

R2.2.18 文書発出

R2.3.25 一層の市内中小企業者の受注機会の増大に努めるよう、「市内中小企業者への優先発注の徹底について」  
庁内各局へ通知。

R2. 3. 31 公共工事については、上半期の執行率 80%を目指すよう、「令和 2 年度予算執行方針について」庁内各局へ通知。

## (2) 本市契約における施工中の工事及び業務の一時中止措置等について（本市登録業者、各業界団体、庁内各局あて通知）

(概要) 受注者から、工事または業務の一時中止や履行期間の延長の申し出がある場合に、契約に基づき一時中止、履行期間の延長、契約内容の変更等の対応を行う。

R2. 3. 2 文書発出

R2. 3. 12 本通知対応の延長（3. 19 まで）文書発出

R2. 3. 23 当面の間、本対応を継続する旨の文書発出

R2. 4. 8 緊急事態宣言を受けて、引き続き本対応を行うほか、施工中の工事現場における感染症の拡大防止策等について周知

R2. 5. 27 緊急事態宣言の解除後においても、引き続き本対応を行うほか、施工中の工事現場における感染症の拡大防止策等について周知

工事及び業務の一時中止措置等の状況	34 件（令和 2 年 8 月 12 日現在）
・ 履行期間の延長	15 件（うち工事 5 件、業務委託 10 件）
・ 一時中止	13 件（うち工事 9 件、業務委託 4 件）
・ 履行期間の延長及び一時中止	5 件（うち工事 4 件、業務委託 1 件）
・ 中間検査日の延期	1 件（うち業務委託 1 件）

## 4 市税等への影響

### (1) 緊急経済対策における税制上の措置について（地方 税関係） 法律施行日：令和2年4月30日

#### ア 徴収の猶予制度の特例

[税目]全て ※ 県交付金にも影響

[対象]個人・法人 [影響発現時期]即時

#### イ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固 定資産税等の軽減措置

[税目]固定資産税・都市計画税（家屋）、固定資産税（償却  
資産）

[対象]法人 [影響発現時期]R3

⇒この措置による減収額については、全額国費で補填。

#### ウ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・ 延長

[税目]固定資産税（家屋・償却資産）

[対象]法人 [影響発現時期]R3～

⇒今回の拡充・延長による減収額については、全額国費で補填。

#### エ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

[税目]軽自動車税環境性能割

※ 環境性能割交付金にも影響

[対象]個人・法人 [影響発現時期] R 2. 1 0～R 3. 3

⇒この措置による減収額については、全額国費で補填。

オ その他

- ・ イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応

[税目]個人市民税

[対象]個人 [影響発現時期] R 3～

- ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

[税目]個人市民税

[対象]個人 [影響発現時期] R 1 2～

⇒住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填。

- ・ 欠損金の繰り戻しによる還付の特例

[税目]法人市民税 (法人税に対する特例が、法人市民税へ影響を与えるもの)

[対象]法人 [影響発現時期] R 3～



## (2) 緊急経済対策に係る市税等への影響について

上記(1)のうち、ア 徴収の猶予制度の特例については、全ての税目が対象となり、即時に影響が発現する。それ以外については概ね令和3年度以後に影響が出るものとなっている。

## (3) 市税収入への影響について

徴収猶予の特例制度及びその他の猶予制度については、市HPの掲載(5/7 「新型コロナウイルス感染症の影響により市税の納付が困難な方へ」)や報道発表(3/26 「市税の猶予制度の相談を受け付けています。」、金融機関等への案内リーフレットの配布により市民向けの広報を実施している。

○徴収猶予の特例制度の適用状況(令和2年7月末までの適用)

適用者数 1,239 人

適用税額 7億9,088万円

○今後の資金計画(令和2年度予算)

※新型コロナウイルス感染拡大に係る影響を見込まない平常時ベース

市税(現年課税分+滞納繰越分)

(単位 億円)

	8月	9月	10月	合計
上旬	200	18	4	222
中旬	4	3	1	8
下旬	227	148	163	538
合計	431	169	168	768
備考	個人市民税 第2期納期 特別徴収 7月分納期	特別徴収 8月分納期	個人市民税 第3期納期 特別徴収 9月分納期	